

平成25年7月

平成25年第2回  
西はりま消防組合議会臨時会会議録

自 平成25年7月3日

至 平成25年7月3日

## 平成25年第2回西はりま消防組合議会臨時会議事日程

平成25年7月3日（水）午後4時開議

- 1 開会あいさつ（議長・管理者）
- 2 開会宣言
- 3 開議宣言
  - 日程第 1 議席の指定
  - 日程第 2 会議録署名議員の指名（5番 山下 由美議員、9番 山田 弘治議員）
  - 日程第 3 会期の決定（平成25年7月3日（水）の1日）
  - 日程第 4 副議長の選挙について  
（日程追加 議長辞職について）  
（日程追加 議長選挙について）
  - 日程第 5 承認第5号 専決処分した事件（西はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について）の承認を求めることについて
  - 日程第 6 議員提出第2号 西はりま消防組合議会会議規則の一部を改正する規則制定について
  - 日程第 7 議案第2号 西はりま消防組合証人等の実費弁償支給条例の一部を改正する条例制定について
- 4 閉会宣言
- 5 閉会あいさつ（議長・管理者）

## 会議に出席した議員

1 番	渡 邊 慎 治	2 番	柴 田 和 夫
3 番	柳 生 陽 一	4 番	松 本 義 彦
5 番	山 下 由 美	6 番	岸 本 義 明
7 番	清 原 良 典	8 番	佐 野 芳 彦
9 番	山 田 弘 治	1 0 番	西 岡 正

## 会議に欠席した議員

な し

## 議事に関係した事務局職員

消防本部総務課

係長 梶原 昭一                      係長 垣谷 直宏

主査 友政 貴仁                      主査 勝又 雅裕

地方自治法第121条の規定による出席者

管理者（たつの市長）	西田 正則	副管理者（相生市長）	谷口 芳紀
副管理者（宍粟市長）	福元 晶三	副管理者（太子町長）	北川 嘉明
副管理者（佐用町長）	庵途 典章	消防長	横田 京悟
副消防長	進藤耕太郎	副消防長	幸島 幸博
次長兼相生消防署長	坂本 春喜	次長兼たつの消防署長	玉田 龍彦
次長兼宍粟消防署長	桑垣 繁伸	次長兼太子消防署長	岩村 義孝
次長兼佐用消防署長	藤本 哲徳	たつの消防署参事	土井 誠
消防本部総務課長	大西 博之	相生消防署総務課長	前川 明
相生消防署予防課長	平林 祐治	相生消防署警防課長	真野 秀男
たつの消防署予防課長	合田 昌司	宍粟消防署総務課長	竹尾 友宏
宍粟消防署予防課長	内海 一義	宍粟消防署警防課長	日下 誠人
太子消防署総務課長	廣岡 宏一	太子消防署予防課長	横田 恵一
太子消防署警防課長	内海 武彦	佐用消防署総務課長	新田 伸二
佐用消防署予防課長	堤 敏明	佐用消防署警防課長	木南 敏之

## 開会あいさつ

### 議長あいさつ

○議長（柳生陽一議員）

開会に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。本年は例年にない5月の梅雨入りとなり、雨の季節を迎えておりますが、現在のところはまだそう雨も多くない梅雨になっております。議員各位におかれましては公私とも御多忙の中、御健勝にて御参集賜り、本日ここに平成25年第2回西はりま消防組合議会臨時会が開会の運びとなりましたことは誠に御同慶にたえない次第でございます。

さて、今期臨時会には既にお手元に配付していただいておりますとおり、管理者より付議されました承認案件、条例改正のほか、議会といたしましても議会構成員の変更に伴います案件を付議いたしております。これらは、いずれも重要な案件でございますので、議員各位におかれましてはそれぞれの議案に対し慎重なる御審議により適切妥当なる御決定を賜りますとともに、議事運営につきましても格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

西田正則管理者から御挨拶をいただきます。

西田管理者。

### 管理者あいさつ

○管理者（西田正則市長）

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。非常に長い梅雨で異常気象でございます。また、きょうは今、注意報が出たと、こういうことでございますが、本日、ここに、平成25年度第2回西はりま消防組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、ここに開会が宣せられる運びとなりましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。

さて、3市2町の消防広域化による西はりま消防組合が誕生いたしまして、はや3カ月が経過いたしました。大きな災害や事故もなくおおむね順調に消防行政が進展しているところでございます。しかしながら近年の災害は梅雨の長雨による川の氾濫、ゲリラ豪雨による土砂災害、地震による津波など、いつ災害が起こるかわからない状況でございます。今後は消防無線デジタル化への対応、指令台の構築など備えるべきことを着実に進めながら、万一の災害に対応できる力強い消防組織の構築を目指し、引き続き努力してまいる所存でございますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、今期臨時会で御審議いただきます案件は、既にお手元にお届けいたしておりますとおり、専決処分の承認1件、条例改正1件及び議員提出議案1件の計3件でございます。これらのうち専決処分案件につきましては、緊急やむを得ないものとして措置させていただいておるものでございますので、御理解をお願いいたします。いずれの案件につきましても重要なものでございますので、何とぞ慎重な御審議をいただきまして満場一致の御賛同をもって可決賜りますようお願い申し上げます。

また、本日は構成市町の議会選出議員の変更に伴いまして、副議長の選任などが行われる予定とお聞きしておりますが、どうか円滑な議事運営がなされますよう御祈念申し上げます。開会の御挨拶といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。

## 開 会 宣 言

○議長（柳生陽一議員）

ただいまより平成25年第2回西はりま消防組合議会臨時会を開会いたします。

## 開 議 宣 言

○議長（柳生陽一議員）

これより本日の会議を開きます。

本日の出席議員数及び地方自治法第121条の規定による説明のための出席を求めた者の職・氏名について、消防本部総務課長より報告いただきます。

消防本部総務課長。

○番外（消防本部総務課長 大西博之）

命により御報告いたします。

まず本日の出席議員数についてであります。本日ただいまの議員の出席数は10名全員でございます。

次に地方自治法第121条の規定により説明のため本臨時会に出席を求めた者の職・氏名についてであります。お手元に配付いたしております名簿のとおりでございますので御清覧願います。

○議長（柳生陽一議員）

消防本部総務課長の報告のとおり、本日の出席議員は過半数を満たしておりますので地方自治法第113条に規定する定員数に達しております。よって会議は成立いたします。

以上で報告を終わります。

### ～ 日程第1 議席の指定～

○議長（柳生陽一議員）

日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第3条第1項の規定により議長において指定いたします。議席につきましては、ただいま御着席の議席を指定いたします。

～日程第2 会議録署名議員の指名～

○議長（柳生陽一議員）

次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第62条の規定により議長において5番山下由美議員、9番山田弘治議員を指名いたします。両議員よろしくお願いいたします。

～日程第3 会期の決定～

○議長（柳生陽一議員）

次に日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（柳生陽一議員）

御異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

～日程第4 副議長の選挙～

○議長（柳生陽一議員）

次に日程第4、副議長の選挙を議題といたします。

角石茂美議員が組合議会議員を辞職されており、副議長が欠員となっておりますので、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。



(「異議なし」の声あり)

○議長（柳生陽一議員）

御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。このことにつきましては、当組合の議会運営に関する申し合わせ事項に基づいて、副議長の選出を行いたいと思っておりますが、これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（柳生陽一議員）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

申し合わせ事項により、副議長は相生市議会選出議員の中から選出することになっております。過日、相生市議会選出の2名の議員によって互選いたしました結果、2番柴田和夫議員となっておりますので、副議長に2番柴田和夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました柴田和夫議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（柳生陽一議員）

御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました柴田和夫議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました柴田和夫議員が議場におられますので本席から副議長の当選を告知いたします。

ただいま副議長に当選されました柴田和夫議員より発言を求められておりますので、これを許します。

○新副議長（柴田和夫議員）

失礼いたします。先程、議員の皆さん方の温かい御推挙によりまして、副議長の職を御指名いただきました柴田和夫でございます。西播磨の広域消防の果たす役割を十分認識し、本組合の副議長という大役を全うするため議長を補佐しつつ、この組合議会の円滑な運営に努めてまいりたいと思います。議員各位におかれましては、何とぞ格別の御協力、御支援の程お願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。よろしくお祈いします（拍手）

○議長（柳生陽一議員）

副議長の挨拶は、終わりました。

このままの状態、暫時休憩いたします。

（午後 4 時 9 分休憩）

（午後 4 時 9 分再開）

～日程追加 議長辞職について～

○副議長（柴田和夫議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。議長が一身上の都合により退席されておりますので、その間私が議長の職務を行います。

議事進行につきまして、議員各位の御協力をよろしくお祈いいたします。

この際、御報告いたします。

ただいま 3 番柳生陽一議員から一身上の都合により本日付をもって議長を辞職したい旨の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長辞職についてを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(柴田和夫議員)

御異議なしと認めます。よって、議長辞職についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第108条及び会議規則第68条第2項の規定により、3番柳生陽一議員の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(柴田和夫議員)

御異議なしと認めます。よって3番柳生陽一議員の議長辞職を許可することに決しました。

ただいまの辞職により、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。議長選挙についてを本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

～日程追加 議長選挙について～

○副議長(柴田和夫議員)

御異議なしと認めます。よって議長選挙についてを議題とし、直ちに選挙を行います。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(柴田和夫議員)

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。このことについては当組合の議会運営に関する申し合わせ事項

に基づいて議長の選出を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（柴田和夫議員）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

申し合わせ事項により議長は、たつの市市議会議員の中から選出することになっておりますので、議長に4番松本義彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、指名いたしました松本義彦議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○副議長（柴田和夫議員）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました松本義彦議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました松本義彦議員が議場におられますので、本席から議長の当選を告知いたします。

ただいま、議長に当選されました松本義彦議員より発言を求められておりますので、これを許します。

○新議長（松本義彦議員）

松本義彦でございます。議長就任に際しまして一言御挨拶を申し上げます。ただいま、不肖、私は各議員の温かい御推挙をいただき、西はりま消防組合議会の議長の大任をお受けすることとなりました。今後、西播磨の広域消防の発展と地域住民の生命・財産を守り安全・安心な地域づくりのため微力ではございますが、その重責を全うできるよう努めてまいりたいと思います。今後とも皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。議長就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

いました。

○副議長（柴田和夫議員）

議長の挨拶は終わりました。松本議長、議長席にお着きください。

（新議長議長席に着席）

○議長（松本義彦議員）

事務引き継ぎのため、このままの状態、暫時休憩いたします。

（午後 4 時 1 4 分休憩）

（午後 4 時 1 5 分再開）

○議長（松本義彦議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

～日程第 5 承認第 5 号～

○議長（松本義彦議員）

日程第 5、承認第 5 号、専決処分した事件（西はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について）の承認を求めることについてを議題といたします。

上程議案に対する説明を求めます。

消防長。

○消防長（横田京悟）

ただいま議題となりました、承認第 5 号、専決処分した事件（西はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について）の承認を求めることについて、提案の理由及びその内容について御説明申し上げます。

今回の改正は国が東日本大震災を提起として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっていることに迅速かつ的確に対応するため国家公務員の給与減額支給措置を行ったことを踏まえ、本組合の構成市町であります、相生市、宍粟市、佐用町において給与の特別減額措置が実施されることから当該市町から引き続き本組合の職員となった者については当該市町の給与減額特例条例を適用させることができるようにするものでございます。

それでは内容につきまして御説明申し上げます。附則に1項を加える規定につきましては組合の設立以前から各構成市町の消防職員であり、引き続き組合の職員となった継続採用職員の給与については、平成28年3月31日まではそれぞれの構成市町の給与条例の例に寄ることとされておりますが、今回構成市町において制定された給与減額特例条例につきましても適用されることのできるようにするものであり、また平成25年4月1日に新たに職員となった者につきましても継続採用職員に準ずることとするものであります。本件につきましては、7月給与から適用するため施行日を7月1日とし、専決処分するものでございます。

以上で承認第5号の提案説明を終わりますが、何とぞ慎重御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本義彦議員）

上程議案に対する説明は終わりました。これより上程議案に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本芳彦議員）

5番山下由美議員。

○5番（山下由美議員）

それでは二点質問をさせていただきます。

まず一点目は、今回の給与の減額で給与が幾ら減ることになるのか。

また二点目は、今回のこの減額は5市町のうち相生市、宍粟市、佐用町の職員のみであります。西はりま消防組合といいます一つの組織になっているのに各町の都合で減額する職員、しない職員があるということは、例え9カ月間とはいえ、ここで働いておられる職員の気持ちにも影響するのではないかと思われそうですがどうですか。

その二点お願いいたします。

○議長（松本義彦議員）

消防長。

○消防長（横田京悟）

まず、第一点目の減額が幾らぐらいになるのかということでございますけれども、相生市、宍粟市、佐用町の3市1町でそれぞれ減額のパーセンテージが違っていってございます。

相生市においては、1・2級は3.7%、3級から6級が6.77%、宍粟市においては1級から2級までが2.53%、3級から6級までが5.6%、佐用町においては1級から2級は3%減、3級から6級が6%減、こういった形になってございます。そういった中で全体としましては153人が対象になっておりまして、月額減額額が255万6,298円でございます。ですから、9カ月間で申し上げますと約2,300万円でございます。

2点目の5市町のうち3市町のみであって、一つの市町になっているということで、一つの組織になっているということでございますけれども、これはあくまでの任命行為というのは本部で行っているんですけれども、給与の支払いはこの3年間はその署

所に配置する職員については、その署の所属する構成市町が行っているということになります。ですから、構成市町の給与条例に従って適用するのが妥当であると判断し対応したところでございます。この3年間の給与の取り扱いにつきましては昨年の協議会でも十分検討していただき、それぞれ5市町の協議書によって対応している中において、消防職員は全てその認識のもとにこの給与というものを認識しているという状況でございますので、この点御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松本義彦議員）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

御発言がないので質疑を終結し直ちに討論に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

御発言がないようですので討論を終結し直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。上程中の承認第5号は原案のとおり承認することに決して御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

御異議なしと認めます。よって承認第5号は原案のとおり承認することに決しました。



～日程第6 議員提出第2号～

○議長（松本義彦議員）

次に日程第6、議員提出第2号、西はりま消防組合議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

この際、お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出第2号については、あらかじめ御協議願ったことでもありますので提案理由の説明、質疑の議事を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

御異議なしと認めます。よって議員提出第2号は提案理由の説明、質疑の議事を省略することに決しました。

これより討論に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

御発言がないようですので討論を終結して直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。議員提出第2号については原案のとおり可決することに決して御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

御異議なしと認めます。よって議員提出第2号は原案のとおり可決されました。

～日程第7 議案第2号～

○議長（松本義彦議員）

次に日程第7、議案第2号、西はりま消防組合証人等の実費弁償支給条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

消防長。

○消防長（横田京悟）

ただいま議題となりました、議案第2号、西はりま消防組合証人等の実費弁償支給条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の理由及びその内容について御説明申し上げます。

まず提案の理由についてでございますが、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に施行され、地方公共団体の議会及び町による適切な権限の行使を確保するとともに住民自治のさらなる充実を図るため、地方議会制度について所要の規定の整備が行われたことに伴い、西はりま消防組合証人等の実費弁償支給条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

次にその内容について御説明申し上げます。

本条例は組合の機関の請求により出向し、参加し、または出席した者に対する実費弁償に関し、必要な事項を定めた条例でございますが、このたびの法改正により新たに法第115条の2の規定において議会の会議における公聴会及び参考人の出頭を求めることができるようになり、本組合議会会議規則に議会の公聴会及び参考人の出頭に関する規定を整備したことに伴い、これらのものを実費弁償の対象に加えるため条例第2条第3号及び第4号を解説するものでございます。

以上で議案第2号の提案説明を終わりますが、何とぞ慎重御審議の上、御承認賜り

ますようお願い申し上げます。

○議長（松本義彦議員）

上程議案に対する説明は終わりました。これより上程議案に対する質疑に入ります。  
御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

御発言がないので、討論を終結し直ちに討論に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

御発言がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決することに決して御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

御異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

## 閉 会 宣 言

○議長（松本義彦議員）

以上で今期臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。  
これをもって第2回西はりま消防組合臨時会を閉会いたします。

## 閉会のあいさつ

○議長（松本義彦議員）

閉会に当たりまして一言お礼申し上げます。本臨時会に付議された案件につきまし

では、議員各位の慎重な御審議により滞りなく議了できましたことに対し厚く御礼申し上げます。管理者以下執行者におかれましては、消防組織、施設の充実につながるよう一層の御精進と御尽力を賜りますことをお願いしたいものでございます。議員各位におかれましては、くれぐれも健康に御留意され本組合の発展と議会活動の充実のため一層の御協力を賜りますようお願い申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。それでは本日の会議をこれで終了させていただきます。

管理者。

○管理者（西田正則市長）

平成25年第2回西はりま消防組合議会臨時会が閉会されるに当たり一言御挨拶申し上げます。

今期臨時会に御提案を申しあげました案件につきまして、議員各位には終始慎重な御審議を賜り、いずれも議案のとおり可決いただきましたことに対し心から厚くお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

また、議会におかれましては、議長・副議長の選任など組合議会の新たな組織編成も決まり、まことに同慶のいたりでございます。

さて、西はりま消防組合の本部機能の充実のため、総合防災デジタル化と指令台の導入に向けて取り組むことが重要課題となっております。8月にはこれらの事業推進の調査研究のため、先進地視察をしてまいる所存でございます。どうか議員各位におかれましても、今後の広域消防の運営に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。終わりに臨み、議員の皆様方のますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○議長（松本義彦議員）

御苦労さまでした。

(午後 4 時 2 8 分閉会)

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成25年7月3日

西はりま消防組合議会議長                      松本 義彦

西はりま消防組合議会副議長                      柴田 和夫

会議録署名議員                                      山下 由美

会議録署名議員                                      山田 弘治